

# 国民体育大会特別規則

改正増補されるのは以下の条項〔朱字〕です

## 第 1 条 定義

2. 国体は、**公益財団**法人日本体育協会(以下「日体協」という)**国民体育大会委員会**が決定したカヌー競技会場地・会期に従い、公益社団法人 日本カヌー連盟(以下「連盟」という)競技規則により運営されなければならない。

## 第 4 条 競技者(選手)

2. 参加選手は連盟の会員登録者で、**各都道府県予選会を経てブロック大会で**選抜されたものであること。

## 第 5 条 出場枠

2. 配分は、ブロック内都道府県数、**各種目別登録競技人数を勘案し、ブロック大会参加数を**参考とする。

## 第 6 条 監督

2. **監督は、日体協公認指導者資格を有した者でなければならない。**

## 第 10 条 服装

1. **式典および監督会議等公式行事は、各都道府県選手団ユニフォーム**で出席する。
2. 競技は、競技用ユニフォームとし、**2人及び4人乗りクルーは同一ユニフォームでなければならない。**

### 1. カヌースプリント

- (4) 発艇は、自動発艇装置によるものとし、決勝判定は、電子判定システムによるものとする。**いずれも「競技及び施設・用具に関する公認登録規則」に基づき連盟が公認したものとする。**

### 2. カヌースラローム・カヌーワイルドウォーター

- (1) カヌースラロームコースは**200m以上400m以内**で全般にわたり漕航可能な急流とし、連盟の公認したもの。ゲート数は25ゲート及び15ゲートとする。
- (2) カヌーワイルドウォーターコースは、全般にわたり漕航可能な急流とし、連盟の公認したもので**1500mを基準**とする。スプリント種目は、カヌースラロームコースを利用する。
- (3) カヌースラローム・カヌーワイルドウォーターの発艇及び決勝線は**公認された電子判定システム**によるものとする。

## 第 14 条 カヌースプリント

1. 国体(カヌースプリント競技会)実施にあたり次の役員をおく。
  - (2) カヌースプリント競技役員**の職務**
4. 総務部

役職名	業務内容
救助員	1. 救助艇にてコース外に位置し、転覆等があった場合、 <b>競技委員会の指示により</b> ただちに救助する。

5. 審判部

役職名	業務内容
水路審判員	1. <b>競技中に規則が遵守されているかを監視する。</b>

平成14年4月1日改正増補

平成23年4月1日改正増補

平成26年4月1日改正増補

競技規則・公認検定委員会  
国体専門委員会